

議案第 12 号

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

第三者行為損害賠償求償事務の取扱いの変更に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例（昭和 49 年条例第 403 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号イ（ア）中「第 2 条第 1 項第 3 号ア」を「第 2 条第 3 号ア」に改め、同号イ（イ）中「第 2 条第 1 項第 3 号イ」を「第 2 条第 3 号イ」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（損害賠償請求権）

第 10 条 市は、子ども医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、子ども医療費の支給を行ったときは、その支給した価額の限度において、受給資格者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、この条例による子ども医療費の支給は行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。